

個人情報の安全管理体制の徹底について

平成16年3月3日

経済産業省

民間事業者による個人情報の漏えい防止対策等については、これまでににおいても、当省として平成元年4月に「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について（指針）」を制定（平成9年3月改正）し、かつ、商務情報政策局情報経済課を取りまとめ窓口として対策を講じてきているところである。また、個別に事案が生じた場合には当該企業、関係団体等に対して指導・通達を行ってきたところであるが、さらなる安全管理体制の徹底を図るため、以下の体制を敷くこととする。

記

1. 省内業所管課に、個人情報安全管理責任者を置く。当該責任者は、原則として当該課の課長とする。
2. 関係業界に対し、傘下の企業について個人情報の漏えい等の事件が発生した場合には、即時に当該企業の所管課の安全管理責任者に対し連絡を行うべきことを徹底する。
3. 当該安全管理責任者が連絡を受けた場合、即時に商務情報政策局情報経済課長に報告を行い、事後措置について協議を行う。
4. 省内の情報共有を徹底するため、各局等政策調整官からなる「個人情報安全管理連絡会議」を設置する。議長は、大臣官房企画課長とする。
5. 平成17年4月1日に個人情報保護法が施行されるが、内閣府が定める基本方針に基づいて、当省所管企業について個別事案が生じた場合の対応を行う場合の対処方針「個人情報の保護に関する法律に基づく経済産業省ガイドライン」を作成する。かつ、消費者及び企業にとっての透明性を確保するため、当該ガイドラインを公表することとする。